

鳥取県手話学習会開催事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)を遵守し、同規則第4条の規定に基づき、鳥取県手話学習会開催事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の事業者(以下「企業等」という。)又は手話学習グループ(手話サークルを除く。以下同じ。)が行う手話学習会(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく教育課程として行われる授業を除く。ただし、課外活動や有志による学習会は対象とする。以下同じ。)開催に係る経費の支援を行うことによって、手話の普及を行い、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指すことを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)は、前条の目的を達成するため、企業等又は手話学習グループが行う鳥取県手話学習会開催事業(以下「補助事業」という。)について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表に定める経費の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)から補助事業に伴う収入(本補助金を除く。)の額を控除した額以下とする。
- 3 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、手話学習会の開催日の20日前までに行うものとする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して原則として20日が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 県社協会長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費総額の3割を超える増減を伴う変更
- (2) 補助金額の増額を伴う変更
- (3) その他事業の内容に大幅な変更が認められる場合

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の知事が別に定める報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類はそれぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに県社協会長に報告し、県社協会長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県社協に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの交付要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月23日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

手話学習会開催事業	
補助対象団体	手話学習会を開催する企業等又は手話学習者10名以上で構成する手話学習グループ
補助率	10/10
補助上限額等	手話学習会の開催1回当たり15千円、開催回数は補助対象団体当たり年6回を上限とする。
補助対象経費	手話学習会の開催に要する報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料